

独立行政法人情報処理推進機構執行役員給与規程

制定 令和7年6月18日 2025情総企第203号
最終改正 令和7年12月24日 2025情経企第581号 一部改正

(総則)

第1条 独立行政法人情報処理推進機構（以下「機構」という。）の執行役員（上席執行役員を含む。以下同じ。）の職務にある職員の給与及び退職手当は、この規程の定めるところによる。

(給与の区分)

第2条 執行役員の給与は、次の区分による。

- イ 本 債
- ロ 地域手当
- ハ 広域異動手当
- ニ 通勤手当
- ホ 特別手当
- ヘ 在宅勤務等手当
- ト 業務調整手当

(給与の支給日及び支給方法)

第3条 執行役員の給与（特別手当を除く。以下次項において同じ。）の支給日は、毎月18日とする。ただし、支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。

- 2 前項の支給日に支給する給与は、当月分の本俸、地域手当、広域異動手当、通勤手当及び業務調整手当並びに前月分の在宅勤務等手当とする。
- 3 執行役員の給与は、法令に基づきその執行役員の給与から控除すべき金額を控除し、その残額を通貨で直接執行役員に支給する。

(本俸の決定)

第4条 執行役員の本俸は、月額とし、その額は、その職務の区分、複雑、困難及び責任の度合を考慮して、別表第1の俸給表により定める。

(地域手当)

第5条 地域手当は、東京都特別区に所在する事業所に在勤する執行役員に対して支給する。

2 地域手当の月額は、本俸に100分の20を乗じて得た額とする。

(広域異動手当)

第6条 広域異動手当は、独立行政法人情報処理推進機構職員給与規程（以下「給与規程」という。）第12条の2の規定を準用する。

(通勤手当)

第7条 通勤手当は、給与規程第14条の規定を準用する。

(特別手当)

第8条 特別手当は、6月1日及び12月1日（以下これらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する執行役員に対して6月30日及び12月10日（以下これらの日を「支給日」という。）に支給する。これらの基準日前1箇月以内に退職し又は死亡した執行役員（国、独立行政法人から派遣された執行役員であって、引き続き国、独立行政法人へ復帰のため機構を退職した執行役員を除く。）についても同様とする。

なお、基準日在職する執行役員のうち、懲戒規程により停職の処分を受けた執行役員には特別手当を支給しない。

- 2 特別手当の額は、それぞれの基準日現在（退職し、又は死亡した執行役員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において当該執行役員が受けるべき本俸の月額及びこれに対する地域手当及び広域異動手当の月額の合計額を基礎として別に定める基準により計算して得た額とする。
- 3 特別手当の支給日が休日に当たるときは、その直前の休日でない日に繰り上げて支給する。
- 4 前3項に規定するもののほか、特別手当の支給に関し必要な事項は、別に定める。

(在宅勤務等手当)

第9条 在宅勤務等手当は、給与規程第16条の4の規定を準用する。

(業務調整手当)

第9条の2 業務調整手当は、国家行政施策の実行や関係省庁との調整業務に従事する職員の業務の特殊性・困難性を踏まえ支給する。

- 2 業務調整手当の月額は、51,800円とする。

(給与に関する細則)

第10条 昇給、昇給の時期、給与の減額、欠勤者の給与、休職者の給与、介護休暇者の給与、育児休業者の給与、特殊な退職及び死亡の場合の支給額、日割計算、勤務1日当りの給与額、勤務1時間当たりの給与額及び端数の処理については、それぞれ給与規程第7条、

8条、17条、18条、19条、19条の2、19条の3、20条、21条、22条、23条及び24条の規定を準用する。

(退職手当の区分)

第11条 「退職手当」とは、退職金及び弔慰金とし、次の各号の区分により支給する。

- 一 執行役員が退職したときは、退職金
- 二 執行役員が死亡したときは、退職金及び弔慰金

(退職手当の支給対象及び退職金の支給制限)

第12条 退職手当の支給対象及び退職金の支給制限については、それぞれ独立行政法人情報処理推進機構職員退職手当規程（以下「退職手当規程」という。）第3条及び第4条を準用する。

(退職金の額)

第13条 退職金の額は、執行役員が退職し、又は死亡した日におけるその者の本俸月額に、その者の勤続期間を次の各号に区分して、当該各号に掲げる割合を乗じて得た額の合計額とする。ただし、その合計額は、本俸月額の100分の5,500をこえるときは、本俸月額の100分の5,500とする。

- 一 5年までの期間については、1年につき100分の100
 - 二 5年をこえ10年までの期間については、1年につき100分の140
 - 三 10年をこえ20年までの期間については、1年につき100分の180
 - 四 20年をこえ30年までの期間については、1年につき100分の200
 - 五 30年をこえる期間については、1年につき100分の100
- 2 前項の規定によりがたい場合は、その都度理事長が定める額とする。

(退職手当に関する細則)

第14条 本規程に定めるもののほか退職手当に関する事項については、退職手当規程を準用する。

(適用除外)

第15条 本規程は、執行役員を兼務する参与には適用しない。

(雑則)

第16条 この規程の実施に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この規程は、令和7年7月1日から施行する。

附 則（令和7年12月24日 2025情経企第581号・一部改正）

- 1 この規程は、令和8年1月1日から施行する。ただし、第9条の2の新設及び別表第1の改正については、令和7年7月1日から同年12月31日までの給与に適用する。
なお、令和7年4月1日から同年6月30日まで参事の職制にあった職員は、参事の職制にあった期間の給与に適用する。
- 2 改正後の規程を適用する場合においては、改正前の規程に基づいて支給された給与は、改正後の規程による給与の内払いとみなす。

別表第1（第4条関係）

号俸	月額
1	603,100
2	605,400
3	607,600
4	609,900
5	612,000
6	614,100
7	616,300
8	618,600
9	620,700
10	622,800
11	625,000
12	627,200
13	629,400
14	631,600
15	633,700
16	636,100
17	638,200
18	640,500
19	642,100
20	643,900
21	645,500
22	647,700
23	649,900
24	652,200
25	654,400
26	656,600
27	658,800
28	661,100
29	663,400
30	665,600
31	667,900
32	670,100
33	672,200
34	674,300
35	676,500
36	678,900
37	681,000
38	683,300
39	685,400
40	687,600

号俸	月額
41	689,700
42	692,000
43	694,200
44	696,400
45	698,600
46	700,900
47	703,100
48	705,200
49	707,400
50	709,600
51	712,000
52	714,100
53	716,400
54	718,600
55	721,000
56	723,200
57	725,500
58	727,600
59	730,000
60	732,200
61	734,500
62	736,600
63	738,900
64	741,200
65	743,300
66	745,500
67	747,800
68	750,100
69	752,300
70	754,500
71	756,800
72	759,100
73	761,300
74	763,600
75	765,800
76	768,000
77	770,200
78	772,400
79	774,700
80	776,900

号俸	月額
81	779,200
82	781,400
83	783,800
84	785,900
85	788,200
86	790,400
87	792,800
88	795,000
89	797,200
90	799,400
91	801,600
92	803,800
93	806,000
94	808,200
95	810,400
96	812,600
97	814,800
98	817,000
99	819,200
100	821,400
101	823,600
102	825,800
103	828,000
104	830,200
105	832,400
106	834,600
107	836,800
108	839,000
109	841,200
110	843,400
111	845,600
112	847,800